

肥後銀行のがん保障付住宅ローン



がん

と診断されたら

0円

に。

※「上皮内新生物(上皮内ガン)」および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚のその他の悪性新生物(皮膚ガン)」は、診断給付金のお支払い対象となりません。「上皮内新生物(上皮内ガン)」には、大腸の粘膜内ガン、膀胱や尿路、乳管等の非浸潤ガンを含みます。

「住宅ローン がん保障プラン」の **保険料は、肥後銀行が負担** いたします。



がん先進医療保障

がんを原因とする先進医療の技術料を保障
(1回の療養につき500万円限度)

通算最大1,000万円

上皮内がん・皮膚がん保障

この特約の責任開始日以降の保険期間中に上皮内がん・生まれて初めて皮膚のその他の悪性新生物(皮膚がん)と診断された場合

30万円



奥さまが 女性特有のがん

と診断されたら「がん診断一時金」として

100万円を保障

対象となる女性特有のガンについては裏面でご確認下さい。

病気やケガで入院したとき

入院保障

入院一時金10万円

入院中に返済日を迎えたら

1ヵ月分の 返済額を 保障

もしもの不安を安心に。

お問い合わせは、肥後銀行の **本支店** または **個人総合コンサルティングプラザ** まで
この広告は、「住宅ローン がん保障プラン」に付帯される保険の概要を説明したものです。
各保障の保険金等のお支払いには制限条件がございます。保障内容の詳細について「被保険者のしおり」記載の「契約概要」「注意喚起情報」を必ずお読みください。



九州フィナンシャルグループ

うるおいある未来のために。 **肥後銀行**



ご加入いただける方

- ご加入時年齢満20歳以上52歳未満の方
 ※がん(悪性新生物)に罹患したことのある方はご加入いただけません。
 ※ご加入にあたっては、お客さまの健康状態等について所定の書面により告知いただきます。告知の内容により、保険会社にご加入をお断りすることがあります。
- 新規で住宅ローンをご利用いただける方

保障の開始日

- 【死亡保障、高度障害保障、リビングニーズ保障】
 ●ローン実行日
- 【がん保障】【がん先進医療保障】【上皮内がん・皮膚がん保障】
 ●ローン実行日より91日目。ローン実行日の91日目を責任開始日として、この日より保障が開始されます。
 ※責任開始日の前に罹患したがんについては、診断確定が責任開始日以降であっても診断給付金をお支払いしません。
- 【入院保障、がん診断一時金(配偶者・女性用)保障】
 ●ローン実行日から3ヵ月を経過した日の翌日
 ※ローン実行日前に発生した病気やケガ、および保障開始日前に入院した場合には保険金をお支払いしません。また、保障開始日の前に罹患した女性特有のがんについては診断一時金をお支払いしません。

保障が終了する場合

- 【死亡保障、高度障害保障、リビングニーズ保障、がん保障、がん先進医療保障、上皮内がん・皮膚がん保障】
 ●満82歳のお誕生日に到達したとき●ローンのご契約者でなくなったとき
 ●支払事由に該当し、保険金や給付金が支払われたとき●所定の支払限度分の保険金・給付金が支払われたとき
- 【入院保障、がん診断一時金(配偶者・女性用)保障】
 ●満82歳のお誕生日に到達したとき●ローンのご契約者でなくなったとき
 ●所定の支払限度期間分の保険金が支払われたとき
 ※がん診断一時金(配偶者・女性用)保障は、一時金が支払われたとき(お支払いは1回のみ)、配偶者が満82歳のお誕生日に到達したとき、婚姻関係の終了等により法律上の婚姻関係にある妻でなくなったときに、保障が終了します。また、ローンをお借り入れているご本人が保障の終了に関する事項に該当し、保障が終了したときには、がん診断一時金(配偶者・女性用)保障も終了します。

保障内容		保険正式名称	
死亡保障	保険期間中に死亡されたとき	団体信用生命保険特定疾病保障特約Ⅱ型、団体信用生命保険リビングニーズ特約、団体信用生命保険上皮内ガン・皮膚ガン保障特約および団体信用生命保険ガン先進医療特約付団体信用生命保険	【引受保険会社】 カーディフ生命保険株式会社
高度障害保障	保障(責任)開始日以後の傷害または疾病により、保険期間中に所定の高度障害状態になられたとき		
がん保障	がん保障特約の責任開始日以降、生まれて初めてがん(悪性新生物)に罹患し、医師により診断確定された場合、債務残高相当額が診断給付金として支払われ、債務の返済に充当されます。 ※[上皮内新生物(上皮内ガン)]および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚のその他の悪性新生物(皮膚ガン)」は、診断給付金のお支払い対象となりません。「上皮内新生物(上皮内ガン)」には、大腸の粘膜内ガン、膀胱や尿路、乳管等の非浸潤ガンを含みます。 ※対象となるがんの定義については、「被保険者のしおり(契約概要・注意喚起情報)」で必ずご確認ください。		
がん先進医療保障	がんを原因として先進医療の療養を受けたとき先進医療に係る技術料と同額(その額が500万円を超える場合、500万円)が先進医療給付金(通算1,000万円まで)として被保険者様に支払われます。 ①保障開始日以降に、生まれて初めて罹患し、医師により診断確定された悪性新生物(がん)を直接の原因として、先進医療による療養を受けたとき ②保障開始日以降に、生まれて初めて悪性新生物(がん)に罹患し、医師によって先進医療による療養により診断確定されたとき		
上皮内がん・皮膚がん保障	上皮内がんまたは皮膚がんとして診断されたとき一時金をお支払いします。 上皮内がん・皮膚がん保障特約の責任開始日以後の保険期間中に上皮内新生物(上皮内がん)に罹患、または皮膚のその他の悪性新生物(皮膚がん)に生まれて初めて罹患し、医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定された場合に30万円をお支払いします。(保険期間を通じて1回)		
リビングニーズ保障	リビングニーズ特約の責任開始日以降に、医師の診断をもとに保険会社に余命6ヵ月以内と判断された場合、債務残高相当額が保険金として支払われ、債務の返済に充当されます。		
入院保障	【入院一時金】 保障開始日以降に入院した場合、10万円が入院一時金(通算12回まで)として入院された方に支払われます。 ※退院日の翌日から180日以内の再入院は、同一の入院として取り扱われ、お支払いの対象とならない場合があります。 【就業不能信用費用保険金】 保障の開始日以降に、病気やケガにより入院し、その状態が継続しローンの返済日が到来した場合、1ヵ月(保障期間を通算して36ヵ月(支払限度期間))を限度としてローン契約上の毎月の返済分相当額が保険金として支払われます。 ※保険金が支払われた入院が終了した日の翌日から180日以内の再入院は、同一の入院として取扱われ、保険金の支払いが制限される場合があります。詳細は、「被保険者のしおり(契約概要・注意喚起情報)」で確認ください。	入院時のみ保障特約・就業不能時入院費用保障特約・悪性新生物診断給付金特約(配偶者・女性用)付帯就業不能信用費用保険	【引受保険会社】 カーディフ損害保険株式会社
がん診断一時金(配偶者・女性用)保障 ※配偶者(女性限定)特約	配偶者(ローンをお借り入れているご本人と法律上の婚姻関係にある妻)が、保障の開始日以降に、生まれて初めて乳がん、子宮がん、卵巣がんなど女性特有のがん(悪性新生物)に罹患し医師により診断確定された場合、診断給付金100万円を配偶者にお支払いします。(お支払い回数は1回のみ) ※上皮内がん(上皮内新生物)、乳管等の非浸潤がんはお支払いの対象となりません。 ※対象となる女性特有のがんの定義については、「被保険者のしおり(契約概要・注意喚起情報)」で必ずご確認ください。		

重要事項のご説明について	詳しい保障内容や保険金・診断給付金によるご返済が受けられない場合(免責事項)などお客さまの不利益となる事項の説明については、「被保険者のしおり」に掲載の「契約概要」・「注意喚起情報」で必ずご確認ください。またご利用いただく保険は、カーディフ生命保険株式会社・カーディフ損害保険株式会社の引受けとなりますので、ご不明な点は「被保険者のしおり」に掲載の問い合わせ先へご連絡ください。
--------------	---